

高齢者の介護が措置から契約になった2000年4月以降、権利擁護ということが福祉の関係者から主張されるようになった。しかし、高齢者の権利を擁護するとは如何なることかが法律で定まっていな
いこともあって、必ずしも判然としてはいない。そのため、論者によって権利擁護の定義、内容、違反
した場合の対応などが明確でないくらいがある。

本書は、仙台において長年にわたって高齢者や障害者の権利擁護の問題に積極的に関与し、自ら権
利擁護の機関『エール』の運営に深く関わっている荒弁護士と、社会福祉士の小湊氏が体験をした事
例などを念頭に置きながら、人間が生まれてから死ぬまでの権利擁護とは如何なることかを、コンプ
ライアンスルールとの関係で明らかにした画期的な書である。

このような本は、企業社会でこれまで出版されたことはあっても、社会福祉の世界では全く出版され
なかった。率直に言えば、社会福祉の担当者はコンプライアンスルールの意味をよく知らない人が多
いのではないかと思われる。それほど、これまでの福祉の世界の人は法令遵守に無関心であったと言
えよう。

2001年4月の消費者契約法が福祉サービスにも適用になり、事業者側に一方的に有利な契約は無
効ないし取り消されることになり、少しは利用者の権利が護られるようになり、のみならず、日常の仕
事で個人情報に接することが多い事業者は、2005年4月1日施行の個人情報保護法をどのように遵
守したらよいかについて、とまどいをもっているのが現状である。

さらに、2006年1月より内部告発などをした人を保護する公益通報者保護法などが福祉の世界を
含めて施行されると聞いて、密室での介護の実態が明らかにされることに頭を抱えている事業者も少
なくはないのではないかと思われる。

いずれにしても、企業社会で不祥事をなくするために作られた各種の法律が今日の社会福祉の世界
にどんどん波及してきており、これらの動向に常に関心を持っていなければ、社会福祉の事業の運営
自体が難しくなっているのが現実である。

ところで、これまでの福祉の関係者は介護等の技術の専門家ではあっても、利用者の人権に配慮し
たり、利用者の意向に添った福祉サービスをするとは如何なることかなどの権利擁護の問題につい
て、不案内な人が多いのが実情である。それは福祉の専門家の養成過程は勿論、日常の研修でもほ

とんど成年後見、オンブズマン、苦情解決、地域福祉権利擁護事業などについて教授されることがなかったため、コンプライアンスルールや権利擁護のことについて不得手の人が多いためと言えよう。

本書はそのような人にわかりやすくコンプライアンスルールのことが記述されており、是非とも各職場に本書を一冊ずつ置いて、すべての職員が利用者の権利擁護に努めることができるよう、心より期待するものである。

最後になるが、私達弁護士は毎年一回、厚労省や社会福祉の職員や社会福祉士、行政の福祉の担当者、福祉施設の利用者、医師、看護婦など一同に会して「権利擁護の集い」を開催している。いうならば、異業種の人々が毎年集まって、利用者の権利を擁護しようとする試みが全国的に展開されている。このような試みが今後続けられるならば、確実に日本の福祉の水準は向上するものと確信している。本書刊行はそのような取り組みの一部でもある。